

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	平成30年7月24日 07時00分ごろ
発生場所	岡山県備前市曾島北方沖（片上港第5号灯浮標） 日生港日生防波堤西灯台から真方位209°1,290m付近 （概位 北緯34°42.9′ 東経134°15.8′）
事故の概要	漁船優駿丸は、北西進中、灯浮標に接触し、灯浮標が損傷した。
事故調査の経過	平成30年9月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 優駿丸、4.9トン OY3-22475（漁船登録番号）、個人所有 第271-30163号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 架台の標示板等の曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約0.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、かきの養殖作業を行う目的で、岡山県瀬戸内市と備前市を結ぶ片上大橋に向け、約5ノットの対地速力で、手動操舵により曾島北方沖を北西進していた。</p> <p>本船は、船長が操舵室で椅子に腰を掛けた姿勢で、航海機器の調整作業に当たり、甲板員が後部甲板で船尾方を向いて腰を掛けていたところ、船首部が片上港第5号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に接触した。</p> <p>船長は、本船に負傷者及び損傷がなかったため、目的地に向けて航行を再開した。</p> <p>船長は、船首方から目を離して航海機器の調整作業に当たっていたが、その際、甲板員に船首方の見張りをさせておけばよかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、曾島北方沖を北西進中、船長が、航海機器の調整作業に当たっていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に接触し、本件灯浮標が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、曾島北方沖を北西進中、船長が、航海機器の調整作業に当たっていて船首方の見張りを適切に行っていなかったため、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に接触し

	たことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行中は、航海機器の調整を極力控え、常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 灯浮標等に接触した際は、速やかに海上保安庁に通報すること。</li></ul>